

# 専門家による経営個別相談窓口のご案内

これからの経営では、エネルギー・食料品価格等物価の高騰、最低賃金引き上げなど、様々な経営環境の変化に対応が求められるとともに、自然災害等の発生による社会構造の変革に耐える体制を備えることが必要です。福生市商工会では、事業者の事業継続に係る伴走型支援、最低賃金引き上げ、物価高騰、デジタル化等への支援、また、市内の創業希望者・創業後間もない方への支援として、中小企業診断士等の専門家と連携して、個別相談窓口を設置しています。是非ご活用ください。

対 象	市内小規模事業者等
開 催 日	令和6年7月から9月までの期間 原則毎週水曜日の午後 ※7/31(水)は休業日
時 間	13:30～16:30 ※上記時間のうち1事業所当たり1時間以内 ( 開始時間 ① 13:30～ 、② 14:30～ 、③ 15:30～ ) ※予約の空き状況によっては、ご希望に応えられない場合がございます。
相談対応者	中小企業診断士・社会保険労務士
費 用	無料
開 催 場 所	福生市商工会 (福生市本町92番地5 扶桑会館)
申 込 方 法	事前予約制(開催日の前日まで)先着順。 裏面予約票に記入いただき、FAXにてお送りいただくか、お電話にてお申込みください。 ※受付後、担当よりご連絡をさせていただきます相談日を指定させていただきます。 ※土曜日・日曜日・祝祭日及び業務時間外での受付はできません。業務時間 8:30～17:00  【電話】042-551-2927 担当:福島・小山・山本
主な相談内容	<p>■経営について</p> <p>経営全般に関する相談、事業継続、事業承継、事業計画策定、販路開拓、補助金・助成金等の活用、新型コロナウイルス感染症、インボイス制度導入、最低賃金引き上げ、物価高騰、創業等に関連する支援施策の申請相談等</p> <p>■労務について</p> <p>雇用調整助成金、保護者の休暇取得支援、各種雇用保険関係助成金、求人方法、就業規則・休業・特別休暇、厚生年金保険料猶予 従業員の雇用環境整備(待遇改善・一時的な休業)、人材育成、働き方改革、事業縮小に伴う雇用対策、労務全般、時差出勤などの労務管理上の実務、事業所閉鎖に伴う休業補償やテレワーク等</p>

相談予約票は裏面にあります。

福生市よろず相談支援事業

《専門家による個別相談予約票》

福生市商工会 行

(FAX 042-551-6179)

事業所名			業種	業
相談者名/役職	相談者名		役職	
事業所所在地	〒			
電話番号	— —	F A X	— —	
従業員数	名	携帯電話	— —	
希望する日時を記載して頂き、右欄の時間帯の数字を○で囲んで下さい。	第1希望日	希望時間帯	①13:30~14:30	
	月 日 ( )		②14:30~15:30	
	を希望します。		③15:30~16:30	
希望する日時を記載して頂き、右欄の時間帯の数字を○で囲んで下さい。	第2希望日	希望時間帯	①13:30~14:30	
	月 日 ( )		②14:30~15:30	
	を希望します。		③15:30~16:30	
希望する日時を記載して頂き、右欄の時間帯の数字を○で囲んで下さい。	第3希望日	希望時間帯	①13:30~14:30	
	月 日 ( )		②14:30~15:30	
	を希望します。		③15:30~16:30	
【相談内容】 ※なるべく具体的に 記載してください。	<input type="checkbox"/> 経営について			
	<input type="checkbox"/> 労務について			
●労務相談に該当する場合は、お申込み後、後日相談内容についてチェックシートを送付しますので回答にご協力をお願いいたします。				

- ・完全予約制ですので、事前に申し込みをお願いします。
- ・当日、風邪の症状や発熱（37.5度以上）、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、参加をご遠慮ください。
- ・相談場所は、換気のため、窓や扉を開放する場合がございます。

【問合先】 福生市商工会  
電話番号 042-551-2927  
担当: 福島・小山・山本